

新建あいち

2022. 7月号

新建愛知支部事務局：株式会社 宮工務店 気付
ホームページ (2022年4月～) URL <http://nu-ae.com>

〒486-0904 春日井市宮町 1-11-25
TEL 0568-34-7775 FAX 0568-34-7797

■ 小型発電システム組立ワークショップ 報告

6月4日(土)に新城市の旧黒谷家で午後から「ベランダ発電」ワークショップに参加をして、座学での講義を受けてから、電気配線作業をしてきました。新建会員5名、その他5名の参加でした。50W、100Wのソーラーパネルとバッテリー、インバータなど、言葉は知っていますが、配線などは、しっかりと考えながら、接続をして完成させました。皆さんは、「ベランダ発電」を作成して、僕だけが工事現場で使える200Wを作成し、後日、会社の軽ワゴンに載せました。仮設電気がない現場でもコンプレッサー作業ができるようにして、電源が使えるようにしました。

建築関係者からの「僕も載せたい」との要望も沢山あり、非常時や緊急時に使うことができるものがあるだけで、少しだけ安心してしまいます。(甫立浩一)

みんなで電気工具を使った配線作業



太陽が出ているうちに、接続テストをしました



会社の軽ワゴンの屋根に載せてみました



外部コンセントから電源を利用できます



■ 6月4日ベランダ発電ワークショップ参加感想

「私は、窓際西日発電に」

電気の基礎知識の講習や太陽光システムの組立の実習は、電気の苦手な私にとって非常に難しく手間の掛かることでした。

自宅に持ち帰り、設置したのが、西日の当たる窓の屋内窓際です。配線に防水加工ができていないので、常に屋外に出しておけなく、天気の良いときだけ外に出したり仕舞ったりするのは大変なので、常設できる方法を考えました。(右写真)

直接パネルに太陽光が当たるのは、午後2時～4時くらいです。晴天時は、直接パネルに太陽光が当たらない時間帯を含めて、12V20Ahのバッテリーを半分の状態を80%位に充電されます。普段は照明用、非常時は情報機器の電源用です。



私の、太陽光発電に対する懸念は「パネル等の廃棄やリサイクルの問題」です。アルミ枠はリサイクルされているようですが、パネルは粉碎して埋め立てられるのが現状だと聞いています。埋め立て地からの有害物質の流出も懸念されます。不法投棄も心配です。ガラス・樹脂・金属を分離して再資源化することが大切だと思います。(壬生伸次)

「ベランダ発電ワークショップ」感想

濃厚な半日、ベランダ発電ワークショップを体験させていただきました。

基本的な作業は、講師の佐藤さんに準備頂いた部材の組立～機器接続という流れでした。

おそらく、手馴れた人には容易な作業なのだと思います。しかし、使用に慣れない工具との格闘、ニッパー、ストリッパー、圧着機による作業、ケーブルの寸法を間違えて切断、そしてパーツの作り直しが度々発生。

もうろうとした頭のなか、ようやくインバーターとバッテリーの接続の工程に到達。インバーターのランプ、緑色に点灯を確認。続いてバッテリーとコントローラーの接続。モニター表示を確認。とりあえず、発電できる状態には持って行けたようです。

ほとんど素人作業の工程ながら、何とか完成させることができました。

その後の自宅での取り扱い状況を少し報告します。

とりあえず、西側の窓際にソーラーパネルと電源一式セットを設置し様子を見ることにしました。

直射日光を受けるのは、午後の数時間ながら1日で30%～40%程度充電できることがわかりました。

携帯電話の充電は十分可能。通常の場所で充電する時と変わらない使用状況です。

テレワーク中のPC電源の場合も試してみました。半日程度でインバーター？のブザーが鳴り、バッテリー容量がゼロになっている様子です。使用する日の日照状況によっては上手くゆくこともあるかもしれません。

今後もいろいろ試しながら「自分電力」をやってみようと思います。(入谷晃次郎)

■ 「原発事故訴訟と生活資本」～居住福祉と生活資本の構築(142)

岡本 祥浩

6月17日に東京電力福島第一原発事故を巡る最高裁の国の賠償責任を認めない判決が下された。この判決に関連して生活資本を考えたい。尚、引用は6月18日の中日新聞による。

判決の判断基準として「国が国家賠償責任を負うというためには、公務員が規制権限を行使していれば被害者が被害を受けることはなかったであろうという関係が認められなければならない」という。だから想定を超えた災害では国の責任は無いという。「事故が起きても、国が国民を守らないのは仕方ないという結論は納得を得られず、判決は原子力行政に対する不信感をあおる」(脇田忠広明治大学教授)し、「事故から住民の命を守るには国の規制しかないが、国はその役割を放棄した」(社会部・小沢慧一)と捉えられる。現在も三万人以上の人々が避難生活を送っており、「避難者救済に向けた国の責務が消えたわけではない」(小野沢健太)。しかしながら「国の責任が否定されたことで、賠償、復興、被災者支援など政策の後退も懸念される」(除本理史大阪公立大学教授)状態である。

「原発事故は被災者たちに「ふるさと喪失」などの深刻な事態を招いた」。そして「他県などに避難を余儀なくされた人々が起こした」のがこの訴訟である。「対策をしてもムダ」とでも言うような論法を許すならば、地震の巣と呼ばれる日本列島の上で原発を運転させること自体がもはや犯罪的」(当日の社説)ではないかと提示されている。この訴訟の重要なポイントは他県などに避難した人々が起こしたこと、「ふるさと喪失」が原因であるということである。「福島県伊達市から名古屋市に避難した原告の岡本早苗さんは、「自然豊かな場所で子育てしたい」と、2008年に名古屋市から伊達市に移住したという。しかしその思いは3年後の原発事故で一転し、子どもへの放射能の影響を懸念して避難する」ことになった。

家族が暮らし、子どもが成長し、思い出をつむぐ場としてのふるさとは、生活資本を構築していた場でもあった。その場を失うことは、一人ひとりの思い出や心の支えを失うとともに、現在の生活の基盤そのものも失うことになる。ウクライナで家や街を破壊された人々が、それでもその場に居続けるのは、「すべてがここにあるからだ」と言う。ウクライナも福島県も生活の場、生活資本構築の場を失うと言う同じ意味合いを経験している。ウクライナ政府は、一人ひとりの国民の暮らしの場を守ることに全力を傾けているが、日本国政府は福島第一原発の事故で避難せざるを得なかった人々の暮らしの場を守るという責務を持つのではないだろうか。日本国政府がこの最高裁判決にかかわらず、ふるさとを喪失した人々の暮らしの基盤の再構築に誠意を尽くすことを望みたい。

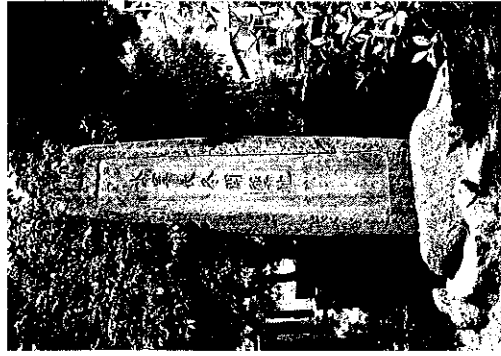
(中京大学教授、日本居住福祉学会会長、新建会員)

歴史探訪シリーズ⑥ 南区

山崎川の瀬替と水室新田

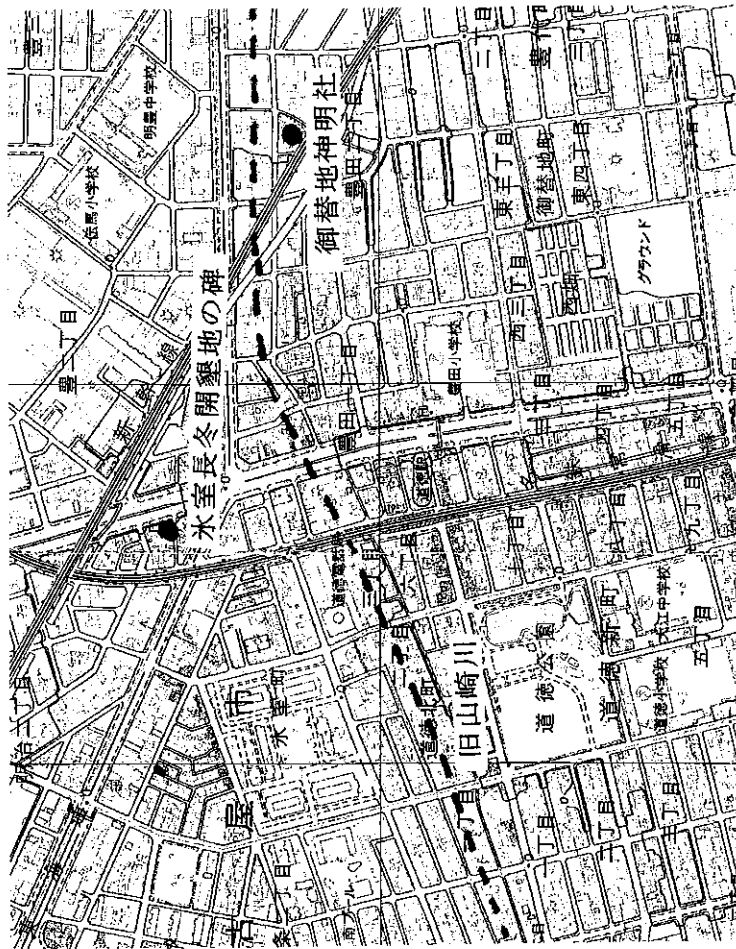
江戸時代末までの山崎川は、今の祐竹橋付近から西に折れて、熱田の海に流れていました。このため、山崎川から流れ込む土砂が堀川沿岸に堆積し、水運に大きな影響を与えていました。このことから、川の流れを変える（瀬替）必要があり、現在のような流路となりました。

流路の変更のために出来たもとの河川跡を名古屋末広町（現中区栄3丁目）の若宮八幡宮の神官水室長冬が譲り受け、安政



安政3年水室長冬開墾地の碑

3年（1856）に新田の開発をおこないました。ところがこの土地は河川跡のため砂が多く、水田化するにはかなり困難であったといわれています。豊2丁目の国道脇にある若



宮八幡社には、明治37年（1904）長冬の孫、水室伝蔵氏によって建てられた「安政3年水室長冬開墾地の碑」があります。また、豊田2丁目にある御替地新明社の北側には、旧山崎川の堤防であったと思われる土居が残されています。水室町の名は、この水室氏の名に由来しています。

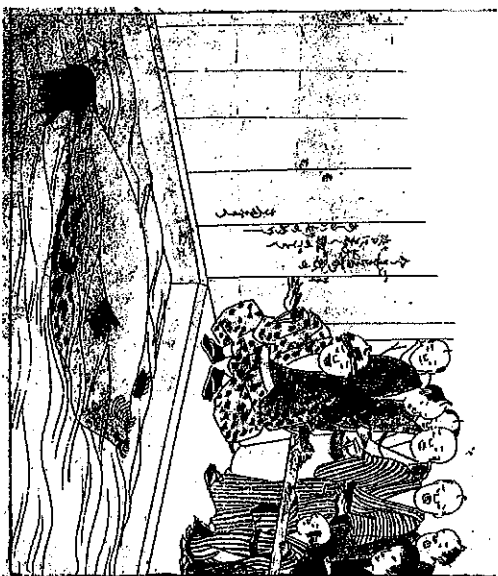
南区の東海道本線の西側一帯は、古代・中世から塩浜であった。製塩が盛んに行われていた。ところが、江戸時代になると瀬戸内地方の塩におされ、さらに、地震や台風の被害により、次第に製塩業が成り立たなくなり、これまであった塩浜は、新田に代わっていきました。

化物新田と呼ばれるこの新田は、1829年(文化12年)に開墾されましたが、度重なる災害にあい、やつと1835年(天保6年)に完成したと伝えられています。はじめは当采新田、後に加福新田と呼ばれていました。新田開発中の1833年(天保4年)にアシカが迷い込み、これを化物にたとえて化物新田と呼ぶようにもなりました。



ているのがよくわかります。この新田は、現在加福町、加福本通にあたり、木材工場や野木場となっています。また、新田時代に造られた神明社が名鉄大江駅のやや北にあります。

た。このアシカは漁師によってとらえられ、芸を教えて見世物に出されたということです。アシカが迷い込んできて、死んでしまったという「名陽見聞図會」にあるものですが、化物とされたアシカの芸を一目見ようと大勢の人が集ま



江戸時代末期に書かれた「名陽見聞図會」

歴史探訪シリーズ⑦ 南区

新田開発と化物新田

